

平成31年第4回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成31年4月5日(金)
午前10時00分開会 午前11時50分閉会
2. 場 所 廿日市市総合健康福祉センター(あいプラザ)3階講座室
3. 出席委員(農業委員13名)
 - 1番 古川 憲吾
 - 2番 河井 孝之
 - 3番 中田 安義
 - 4番 黒田 球貴
 - 5番 中山 誠治
 - 6番 岩木 國明
 - 7番 梶原 安行
 - 8番 岡 真由美
 - 9番 是佐 恵美子
 - 10番 木浦 紀幸
 - 12番 山田 政則
 - 13番 沖村 弓枝
 - 14番 河野 義刀

(推進委員12名)

登 宏太郎	岩本 博志	岡村 昭男	吉田 雅子	平尾 和彦
堀田 良昭	土谷 基治	三田 邦男	神鳥 正貴	正木 カズヨ
松井 祥壮	倉本 良夫			
4. 欠席委員(1名)
 - 11番 榎本 健児 推進委員 新竹 睦男
5. 議事録署名委員
 - 12番 山田 政則
 - 1番 古川 憲吾
6. 会議に出席した委員以外の者
なし
7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	松田 成基
局長補佐	河内 光也
主 事	武田 枝梨加
(佐伯支所) 次 長	佐藤 信治
主 査	西田 昭子
(吉和支所) 次 長	深瀬 喜行
専門員	西本 真
(大野市所) 次 長	木俣 浩明
主 査	小林 公明
(宮島支所) 次長	松本 浩二
主任主事	佃 雅文
8. 会議に諮った議題
《審議事項》
 - (1) 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
 - (2) 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - (4) 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (5) 議案第15号 非農地証明交付申請について

(6) 議案第 16 号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について
- (2) 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (3) 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願ひします。
会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	それでは、平成 31 年第 4 回廿日市市農業委員会総会を開催いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席委員 1 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席をされておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名を申し上げます。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定によりまして、12 番の山田委員さん、1 番の古川委員さんのご両名にお願ひを申し上げます。 それでは、ただいまから議事に入ります。 議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての議案といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	事務局から説明いたします。 議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、ご説明申し上げます。 ここからは、座って説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。 初めに、議案書は 3 ページ、位置図は 1 ページをご覧ください。 番号 8 番、9 番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明をさせていただきます。 農地の所在は、浅原字下保曾、登記地目は田です。 関係者は、議案記載のとおりです。 面積は 2 筆で、1, 899 平方メートルで、利用目的は畑です。 公告日から平成 33 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定

を行うものでございます。

いずれも、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で、議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。

受付8番と9番、古川委員、お願いします。

1番委員

1番の古川です。番号8と9につきまして、利用権設定を受ける方が同一人のため、一括してご報告をいたします。3月15日に正木推進委員と事務局2名で現地確認を行いました。地図は1ページでございます。番号8、9ともに、位置図にありますように、隣接した農地でございます。番号8、9の所有者は、姉妹でございます。今までも病弱等の理由で、農地を〇〇さんに貸していたということもあり、今回新たに耕作の依頼をされたものです。〇〇さんですが、今回の場所に隣接する農地のほとんどを〇〇さんが借り受けて耕作をされています。この度、この農地が加わることで一体的に活用ができ、規模の拡大が図れるということでございます。経営の安定にもつながり、問題等は全くないと思われまますのでご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。

以前からの継承ということですが、いかがでしょうか。

意見がないようですので、お諮りします。

議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに決定をいたします。

それでは、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について議案としますが、番号82番、83番については、議席番号10番の木浦委員が関係する案件のため、番号59番、65番、67番を先に審議をさせていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、説明申し上げます。</p> <p>議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号59番、65番、67番について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は5ページ及び6ページ、位置図は2ページから4ページになります。こちらをご覧ください。</p> <p>番号59番、農地の所在は、友田字尾ノ上で、登記地目は田です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>権利の移転理由についてですが、譲渡人は、高齢のため耕作が困難、譲受人は、現在耕作している農地に隣接し、便利であるため経営規模を拡大するものでございます。有償の所有権移転でございます。</p> <p>次に、番号65番、農地の所在は、友田字橋桁、登記地目は畑です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>権利の移転理由についてですが、譲渡人は、高齢のため耕作が困難、譲受人は、経営規模を拡大するもので、有償の所有権移転でございます。</p> <p>次に、番号67番、農地の所在は、上平良字末森、登記地目は田です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>権利の移転理由についてですが、譲渡人は、高齢のため耕作が困難、譲受人は、農業経営を引き継ぐもので生前贈与です。</p> <p>いずれも、譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしています。</p> <p>以上で、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号59番、65番、67番について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>59番、65番、土谷委員、67番、是佐委員、お願いいたします。</p>
土谷推進委員	<p>推進委員の土谷です。59番について説明します。3月14日に河井委員、事務局2名で現地確認を行いました。この案件の譲受人の〇〇さんは、お寺の住職です。約2年前に、この近辺で太陽光設置の話があり、太陽光が設置されると周りで農業をすることが困難になるということで、去年、トラクターと耕運機、草刈り機を購入され、自らが耕作しました。今度は、自分の畑がした</p>

	<p>いということで、整備しなければ、大型機械が入らないため、大型機械が入れるように今回の農地を買い受け整備し、水稻をしたいと言われていました。本人から説明を受けて、周辺などに何の影響もなく、農業を継続するというので何ら問題がないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>続いて、65番について説明します。これも3月14日に、河井委員、事務局2名で現地確認を行いました。地図は3ページになります。譲受人は、家から農地が近く、経営を拡大するというので買われます。譲渡人は、沿岸部へ出て、長いことこちらに住んでいません。そのため、譲受人が家から近いということで管理されてきました。周辺農地への影響もなく、何ら問題もないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
9番委員	<p>9番、是佐です。3月14日に登推進委員、事務局で現地調査を行いました。これは、父から子へ譲られるということで、別に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これについて、ご意見、ご質問等があればお願ひをいたします。ありませんか。</p> <p>議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号59番、65番、67番について、許可することに異議ございませんか。</p>
議長	<p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p> <p>異議なしと認め、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号59番、65番、67番について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続いて、議案は同じく12号でございますが、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号82番、83番について、議案としますので、木浦委員のご退席をお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 退席＝</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局から説明を申し上げます。</p> <p>議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号82番、83番について、説明申し上げます。</p> <p>議案書は6ページ、位置図は5ページ及び6ページをご覧ください。</p> <p>番号82番、農地の所在は、永原字下中組、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。</p>

権利の移転理由についてですが、譲渡人は、労力不足により耕作が困難、譲受人は、現在耕作している農地に隣接し便利であるため経営規模を拡大するもので、有償の所有権移転でございます。

続きまして、番号 8 3 番、農地の所在は、玖島字大沢、登記地目は田です。

関係者は、議案記載のとおりです。

権利の移転理由についてですが、譲渡人は、労力不足により耕作が困難、譲受人は、自宅に近く便利であるため経営規模を拡大するもので、有償の所有権移転でございます。

いずれも、譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積 10 アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしています。

以上、議案第 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 8 2 番、8 3 番について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元地区委員の意見をお伺いいたします。

8 2 番、三田委員さん、8 3 番、岩木委員さん、お願いをいたします。

三田推進委員

推進委員の三田です。説明をいたします。8 2 番、位置図は 5 ページです。3 月 1 4 日に河井委員、土谷推進委員と事務局 2 名と私の 5 名で現地調査を行いました。譲渡人は、遠方ということで、管理が非常に難しいということです。2 地番を譲渡するものですが、地図上では 1 枚になっています。実際は、2 つに分筆されています。譲受人は、共有ですが、もう 1 人の譲受人も近くに住み、農業を行っています。特に問題ないものと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

6 番委員

6 番の岩木です。8 3 番の説明をいたします。地図は 6 ページです。3 月 1 5 日に事務局 2 名、堀田推進委員、私とで現地確認を行いました。譲渡人は、遠距離のため耕作が困難であり、譲受人は、近距離でもあり、現在も水稻栽培を行っていますので、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

それでは、これについてご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長	<p>ほかに意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 8 2 番、8 3 番について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 8 2 番、8 3 番について、許可することに決定をいたします。</p> <p>それでは、木浦委員、お戻りください。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 復席＝</p>
議長	<p>それでは続きまして、議案第 1 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について議案といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明申し上げます。</p> <p>議案第 1 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についての説明でございます。</p> <p>議案書は 7 ページ、位置図は 3 ページをご覧ください。</p> <p>番号 7 8 番、農地の所在は、友田字橋桁、第 2 種農地です。</p> <p>登記地目は田で、面積は 1 筆で、2 4 2 平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>転用理由といたしまして、住宅用地として利用するための申請で、申請人が農地転用の手続を行わずに宅地として使用していたもので、始末書が提出されています。</p> <p>書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により、周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。</p> <p>以上で、議案第 1 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ただいま、事務局から説明がありました。これについて、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>土谷委員。</p>
土谷推進委員	<p>推進委員の土谷です。7 8 番について説明します。3 月 1 4 日に河井委員、事務局 2 名で現地確認を行いました。位置図は、3 ページです。この農地は、空き家と一緒に、売りに出されていた。現地確認に行ったときに、不動産屋の看板が外されていた</p>

	<p>ので売買が成立したようです。売買の際に、農地転用の手続きがなされず、農地に家が建っていることが判明したため4条許可と始末書が提出されました。既に家が建っており仕方がないケースかと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、地元地区担当委員の説明がございました。これにつきまして、皆さんのほうからご意見、ご質問等があればお願ひをいたします。</p> <p>ご意見ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より意見等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、お諮りします。</p> <p>議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案としますが、番号84番については、議席番号10番の木浦委員が関係する案件のため、番号44番、50番、76番、77番を先に審議をいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明申し上げます。</p> <p>議案第14号 農地法第5条1項の規定による許可申請についてのうち、番号44番、50番、76番、77番について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は8ページ及び9ページ、位置図は7ページから9ページになります。ご覧ください。</p> <p>番号44番、農地の所在は、大野字十郎原の第2種農地です。登記地目は畑で、面積は1筆で、250平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>転用理由は、駐車場として利用するための申請でございます。</p> <p>続きまして、番号50番、農地の所在は、津田字猪ノ子の第2種農地です。</p> <p>登記地目は畑で、面積は1筆で、264平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>転用理由といたしまして、駐車場として利用するための申請で、農地転用の手続を行わずに駐車場として使用していたもので、譲渡人、譲受人の両名から始末書が提出されています。</p>

続きまして、番号76番、77番は、譲受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。

農地の所在は、津田字東河本の第2種農地です。

登記地目は田並びに畑で、面積は4筆で、1,523平方メートルの申請です。

関係者は、議案記載のとおりです。

転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。

この案件は、隣接地で一体利用をするものでございます。

いずれも、書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。

以上で、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号44番、50番、76番、77番について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員のご意見をお伺いいたします。

受付番号44番は山田委員、50番、76番、77番は黒田委員、お願いします。

12番委員

12番の山田です。44番について説明いたします。位置図は7ページです。3月14日に、吉田委員、事務局で現地確認いたしました。登記地目は畑になっておりますが、現況は竹が密集して、竹やぶになっております。位置図を見たらわかるように、3年前にも今回の農地に隣接する農地を譲受人が所有し、駐車場として使用しております。今回の申請地とあわせて駐車場の面積を広げ整備をしたいということでございます。何ら問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

4番委員

4番の黒田です。50番、76番、77番とも、3月18日に会長、松井推進委員、私、事務局の5名で現地確認いたしました。

始めに50番から説明します。地図は8ページです。駐車場として利用するための申請です。既に、整地されて農地以外で利用されており、始末書が提出されております。

次に76番、77番について説明します。

譲受人が同一のため一緒に説明します。位置図は9ページです。これは、互いに隣接する農地になっております。太陽光発電事業を行うということで、工事業業者にも来て頂きました。

この場所は、隣の家の後ろとあまり間隔がありませんし、隣が田なので、雑草対策についていろいろ話を聞いてみました。工事業業者曰く、防草シートなどはしないということだったので、協力をお願いしたのですが、防草シートの代わりに、シルバーセンターを利用して草を刈ると説明されました。応募書類上は、全て整

	<p>っています。ただ、隣が田んぼであり、家の後ろとあまりにも近過ぎるので、隣の家の方とよく話をするようにとお伝えしています。そういう事情ですが、ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、黒田委員から防草シートの件で、いろいろと話がありました。現場で私も一緒に話をしており、年に最低3回は刈るようにと話をしました。先ほど黒田委員から説明があった案件でございますので、十分な審議をお願いします。</p> <p>この案件について、皆様からご意見等があればお願いをいたします。ございませんか。</p> <p>皆さん、いろいろな思いはあるのですが、なかなか難しい案件ように思います。相手方にも来て頂き現地説明を受けたのですが、黒田委員の説明のとおりでございます。今回の件に限らず、心配はございます。</p> <p>はい、山田委員。</p>
<p>12番委員</p>	<p>先走って申し訳ないのですが、次の協議の中に、「農地法関係事務処理ガイドライン」の改正点というのがあります。この改正点の中に、太陽光の被害防除措置ということで、隣接農地所有者の同意書を求めることができる旨の記載があります。いつから変更になったのか、今まで必要でなかったものが、いつから実施されるのか、これから事務局が説明するものと思います。たまたま次の審議を見たら、そのようなことが書いてあったので、先ほどの管理の関係で心配があるのなら、この改正がいつからなのかわかりませんが、その同意書をもらうことも良いのかなと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>今の質問ですが、原則不要ということですが、一般的に農地法の判断は、土地、資金力、一般基準で周りに悪影響を与えないなどがあります。その部分を十分に精査・整理して、農業委員会として必要となれば、提出をお願いするという事なのです。</p> <p>要は、農地を持っている地域の人が農地を手放してしまうため太陽光になります。うちの農業委員会に限らず、太陽光の申請が提出されれば審査し、どうするかを考える。農業委員会の反対の側面からすると、農地を守らなければならない、農地をどうするか考えなければならない、相反するところがあります。農地は農地として、地域で守っていけば太陽光にはならないということだと思います。</p> <p>近所で、高齢で農業ができず休耕田になっていて、誰にも相談せず、出来ず、自分一人の判断で売ってしまう。隣には家があって、その農地が太陽光になれば夏はすごく暑い照り返しが行くようなことになる。それは農地だけの問題ではなくて、地域で農地をどうするかというところに戻ってくる事だと思います。例えば同意書を取ったとしても、実際に草刈りなどの管理は、どうなるのかわからないと思います。</p>

	<p>その辺をもう数年前から言っていると思いますが、地域の皆さんと一緒に考えていただきたいと思います。まずは自分の地域から太陽光ではなく農地は農地として守っていく、個人の所有権が絡むことで非常に難しい問題だと思いますが、皆で地域のことを考えていかざるを得ないと思っています。</p>
<p>議長</p>	<p>太陽光の転用については、過去にもいろいろな意見があったし、委員会でも審議しています。様々な条件を付したり、確認を行ってきたという経緯もあります。局長が言ったのは、地域での話し合い、どのように農地を守るのか、やむを得ない場合には、こういう理由で農地以外に転用するのでご理解くださいなど、地域との話し合いが必要ということです。また、地域に農家の方ばかりでなく、農家以外の方が多い地域もあり、その調整が難しいのでしょうか。この太陽光ですが、これからも高齢で農地の維持管理ができないということで申請が出てくるものと思います。</p> <p>この件について、地元委員が説明されましたが、他に意見はございませんか。</p> <p>黒田委員。</p>
<p>4 番委員</p>	<p>太陽光の件ですが、防草関係もやるということで申請を受付けて許可になるかと思っています。丁寧にその周辺を常にきれいにしている場所もあります。申請の時、防草関係は、しっかり整備するというのですが、管理不十分で隣に迷惑がかかりそうに思う場所もあるのですが、結果的に許可後、どの範囲まで関わっていいものか、いかがでしょうか。その当たりを考えながら、現地確認をしています。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほどお話ししましたように、基本的に農地を転用するときには、周りの農地への影響、資金力のこと、転用可能な農地かなどを確認することになります。許可を出したのが農業委員会という意見もあると思いますが、その後の追跡は難しいのではと考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>太陽光の管轄はどこになるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>太陽光は資源エネルギー庁です。</p>
<p>委員</p>	<p>今、言われたように、農業委員会から手が離れているから、難しいということを言われましたが、周辺の農地にどのような影響があったかということは調べることはできるのではないですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それは、可能と考えます。</p>
<p>委員</p>	<p>どういう形であれ調べてみたほうが良いのではないですか。既に土地自体は、手が離れているのですが、今後の転用のなかで、</p>

議長

何か参考にならないのでしょうか。

例えば、その太陽光で陰になり、作物の生育が悪いとか、草が管理されず迷惑しているとかいうのを調べます。ある程度調べれば、農地にどのくらい影響を受けるのか分かります。

それは農業委員会がこの4条、5条で太陽光を転用許可した時点において、どれだけ農業に支障があるのか、そこに住んでいる地元の農業委員が見ればわかると思います。

太陽光設置を農地に許可する場合、国の政策上、再生エネルギーに重点を置いているのかとも思います。先般も関係する部局で話をしたときに、市で独自の何らかの条例制定に向けて動くこともあろうし、県農業会議や就農営農会へ上議するというのもあるということです。

農業への影響というよりも、再生エネルギーのほうに重きを置いているかもしれませんが、そこは廿日市市として何らか考える必要があるのかもしれません。今までなかったのに、朝起きたら家の目の前に太陽光があるなど、それは差し向き農業には関係ないかもしれませんが、何かしら言われる方もいるわけです。それを農業委員会の中で、許可必要案件で、書類と条件が整えば、許可を拒むことはできません。同様のことは、県も国も言っております。そういう状況を事務局長、農林水産課長、環境産業関係の部局と話をしながら、真剣に考えなくてはならない時がきているかもしれませんし、多くの課題があるように思います。

以上ですが、この案件について、ほかにご意見がありませんか。意見がないようですので、お諮りをします。

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可について、番号44番、50番、76番、77番について、許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号44番、50番、76番、77番について、許可することに決定をいたします。

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号84番について、議案としますので、木浦委員、退席をお願いいたします。

＝木浦委員 退席＝

議長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、説明を申し上げます。

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に

ついでのうち、番号84番について、説明させていただきます。
議案書は9ページ、位置図は10ページをご覧ください。
番号84番、農地の所在は、津田字迫口の第2種農地でございます。
登記地目は畑、面積は1筆で、13平方メートルの申請でございます。
関係者は、議案記載のとおりです。
転用理由といたしまして、宅地の拡張のための申請で、農地転用の手続を行わずに宅地として使用していたもので、譲渡人、譲受人の両名から顛末書が提出されております。
書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。
以上で、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号84番について、説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。
黒田委員、お願いします。

4番委員

4番の黒田です。3月18日に会長、松井推進委員、私、事務局の5名で現地確認を行いましたので、説明します。既に宅地の一部として使われており、かなり以前からのことで、顛末書が提出されております。現状を考慮すると致し方ないことと思われま。そのような状況を踏まえ、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明について、皆さんからの意見、御質問を伺います。何かありませんか。
意見がないようですのでお諮りをします。
議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号84番について、許可することに異議はございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号84番について、許可することに決定をいたします。
木浦委員さん、席へお戻りください。

＝木浦委員 復席＝

議長	<p>続きまして、議案第15号 非農地証明交付申請について、議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>説明申し上げます。</p> <p>議案第15号 非農地証明交付申請について、ご説明させていただきます。</p> <p>議案書は10ページ、位置図は11ページをご覧ください。</p> <p>議案と一緒に送りました議案第15号資料①もあわせてください。</p> <p>番号48番、農地の所在は、大野原一丁目の第2種農地でございます。</p> <p>登記地目は、田並びに畑、面積は4筆で、1,428平方メートルでございます。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、現地は自然かい廃した土地で森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められました。農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えております。</p> <p>以上で、議案第15号 非農地証明交付申請についてのご説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>受付番号48番を山田委員、お願いします。</p>
12番委員	<p>48番を説明いたします。地図は11ページ、それと、別紙に確認の写真があります。3月14日に、吉田推進委員、それから事務局で現地を確認しました。家の周りは、木に覆われ森林化しております。その土地にある家も長期間使われておらず、もう倒壊を待つというような状況であります。写真を見てもわかるように、今さら農地に回復するというのは非常に難しいという状況です。長期間に渡り、耕作放棄地として、その周りも何もされなかったということも原因の一つでもあるかと思うのですが、もう復興させることは非常に難しいと思われれます。非農地扱いにするのが妥当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>河井委員。</p>

2 番委員	非農地後、この場所はどうするのでしょうか。結構、広いです。
1 2 番委員	非農地になっても、もう山でしょうね。
2 番委員	活用方法について、事務局はいかがですか。
事務局	非農地証明なので、山林ということで申請を受けています。
2 番委員	はい、わかりました。
議長	ほかにありませんか。 意見がないようですので、お諮りをします。 議案第 1 5 号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに異議ございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 1 5 号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに決定をいたします。 続いて、議案第 1 6 号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	説明いたします。 議案第 1 6 号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について、説明させていただきます。 この審査基準等（案）についてですけれども、今後のスケジュールですが、本日の総会で審議をしていただき、結果、承認を得ることができれば、公告をさせていただければと考えております。 今回、県により農地法関係事務処理ガイドラインが改正されました。その改正結果を受けて、これまでどおり県の審査基準に準じて改正しようとするものでございます。 議案書は 1 1 ページになります。1 1 ページをご覧ください。あわせて別紙、議案第 1 6 号資料①、A 4 一枚ですけれども、農地法関連事務処理ガイドラインの改正点等についてあわせてご覧ください。 その中に、今回の変更項目並びに変更内容を明記してあります。 太陽光発電の設置に係る被害防除の措置（特に排水関係）の妥当性の確認方法などについて、ガイドラインのほうに明記されております。 変更項目、変更内容につきましては、資料の新旧対照表に明記されているとおりでございます。 以上で、議案第 1 6 号 農地法等に基づく処分に係る審査基準

	<p>等（案）について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。説明というところまで至っておりませんが、まだ皆さんの委員各位がこの資料を見て、読んで、これについてご質問等があればお願いをいたします。</p>
議長	<p>改めて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>概要はその改正点に書いてあるとおりで、農作物高度化施設について、今回の法改正で農地にコンクリートなどを張っても大丈夫なように改正され、併せて申請様式等が変わっております。</p> <p>あと、一団の農地について、具体的にこの資料には示されていませんが、県が一団の農地をどのように考えているかということが記載されています。</p> <p>それと、今回の災害の関係で被災された農地の非農地証明の書き方等について、ガイドラインが改正されております。</p>
議長	<p>主に変更項目について局長からあらましがありませんでしたが、以上のような改正があるということでございます。</p> <p>これにつきまして、ご意見、ご質問等があれば、お願いをいたします。ございませんか。</p>
1 2 番委員	<p>この資料の上で書いてある太陽光のことで、「隣接農地所有者の同意書」という表現があり、同意書をもらうことが可能になったということですが、雑草がどうか、隣がどうかとなった時に、同意書というか、何かそのようなものと考えてみてもいいのではないかという気がしたので、さきほど話しをしたのです。この資料を見たら、時期は3月からなので、今からでも提出ということはいえないのでしょうか。</p>
議長	<p>先ほど議案絡みでありましたが、私の個人的意見としては、申請を受けるときに、周辺に家や農地などがある場合には、両者納得のもと、転用される事業主、事業者は、同意書を添付するということを義務づけるぐらいのほうがいいようにも思いますが、これはあくまでも原則不要ということなんです。</p> <p>事務局とまた話をしますが、協力を求めるという考え方で対応してもいいかと思えます。</p> <p>併せて、この資料にはありませんが、防草シートについても事業者への協力のお願いは言ってもよいのではと私は思っております。</p>
事務局	<p>同意書の件については、県に確認させていただきます。</p>

議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>はい。</p>
委員	<p>農作物栽培高度化施設というのは、どの程度のものをいうのですか。</p>
事務局	<p>具体的にはないのですけれど、今まではビニールハウスをするのに下を土にしないと転用が出来なかったものが、今回から下をコンクリートにしても転用がかからないようになっていきます。</p> <p>具体例は、国のマニュアルに載っていたと思うので、また必要であれば後日お渡しします。</p>
委員	<p>要するに下をコンクリートにした場合、農地ではなくなりましたが、今回からは、そのまま農地でもよいということか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
委員	<p>雨除けハウスみたいなものでもいいのか、それともしっかりとしたハウスということか。</p>
事務局	<p>今までは、上はしっかりとしたものを作っても、下が土だったらよかったものを、土でなくてもコンクリートでも農地として認めますということです。</p>
議長	<p>ほかにありますか。</p> <p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第16号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等について、決定することに異議ございませんか。</p> <p>異議なしですか。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第16号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等について決定をいたします。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告をいたします。</p> <p>報告第1号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告をさせていただきます。</p> <p>議案書は12ページ、位置図12ページをそれぞれご覧ください。</p> <p>番号54番についてですが、広島法務局廿日市支局の登記官か</p>

	<p>ら照会があったものでございます。</p> <p>過去に転用許可等があり、非農地として処理する旨を回答いたしました。</p> <p>以上で、報告第1号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これにつきまして、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、報告第1号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。</p> <p>続きまして、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告をさせていただきます。</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は13ページ及び14ページ、位置図は12ページから15ページです。資料をご覧ください。</p> <p>今月の報告は、平成31年2月13日から平成31年3月11日までに受理した4件でございます。</p> <p>その中で番号43番、46番、52番、55番については、始末書が提出されております。</p> <p>いずれも、書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。</p> <p>以上で、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、お諮りをいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは、報告させていただきます。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、説明をさせていただきます。</p> <p>議案書は15ページ及び16ページ、位置図は15ページから18ページをご覧ください。</p> <p>今月の報告ですけれども、平成31年2月13日から平成31年3月31日までに受理した4件でございます。</p> <p>番号33番については、過去に転用届出済みでございます。</p> <p>番号51番については、顛末書が提出されております。</p> <p>いずれも書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。</p> <p>以上で、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届けについて、説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これについての質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>以上で、議事を終わります。</p> <p>委員の皆様には慎重にご審議頂きありがとうございました。</p> <p>次回の第1回農業委員会総会は、5月10日（金）午後3時から廿日市市役所7階の会議室で行います。</p>

(閉会 午前11時50分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年5月10日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（1番委員）

廿日市市農業委員会委員（12番委員）
